

## 奈良県公安委員会告示第31号

平成30年1月奈良県公安委員会告示第1号（道路交通法の規定による免許関係事務の委託に係る要件）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年3月27日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1の(1)のイ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。